

「富山県人権教育・啓発に関する基本計画」見直し(案案)概要

誰もが安心して心豊かに暮らせる人権尊重社会の実現をめざして

第1章 基本的な考え方

1 策定の背景

<国際社会>		<国内>	
1945	国際連合設立		日本国憲法
1948	世界人権宣言		
1966	国際人権規約		
	A規約(社会権規約) B規約(自由権規約)	<個別>	65 人種差別撤廃条約(95批准) 79 女子差別撤廃条約(85) 89 子どもの権利条約(94) 06 障害者権利条約(14)
1995	人権教育のための国連10年(~'04)		人権擁護施策推進法(~'02)
1996			「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画
1997			「人権教育のための国連10年」に関する富山県行動計画
2000			人権教育・啓発推進法
2002			人権教育・啓発に関する基本計画
2005	人権教育のための世界計画		
	05~09 初等・中等教育 10~14 高等教育、教育者・公務員 15~19 メディア専門家・報道関係者 20~24 若者		富山県人権教育・啓発に関する基本計画
2007			
2015	持続可能な開発目標(SDGs)		
2020			富山県人権教育・啓発に関する基本計画(改定)

2 趣旨・目的

- 趣旨 ○人権教育啓発推進法、同法に基づく国の基本計画の趣旨に沿った自主的な取組の展開
- 目的 ○県が今後実施すべき人権教育・啓発についての基本方針を明らかにする。
○人権に関する具体的施策の方向を示す。

3 基本理念

- 人権感覚が県民一人ひとりの意識と行動に定着するよう人権教育・啓発の着実な推進に努める。
○常に人権の視点を踏まえた施策の推進

誰もが安心して心豊かに暮らせる人権尊重社会の実現を目指す

4 基本計画の性格

- 県が推進する様々な施策・諸計画に対し、人権尊重の理念に基づく基本指針
- この基本計画を踏まえ、諸施策を通じて、人権尊重の理念が広く県民の間に浸透し実効性が確保されるよう努める。
○県政の推進に当たっては、常に人権の視点に十分留意していく。

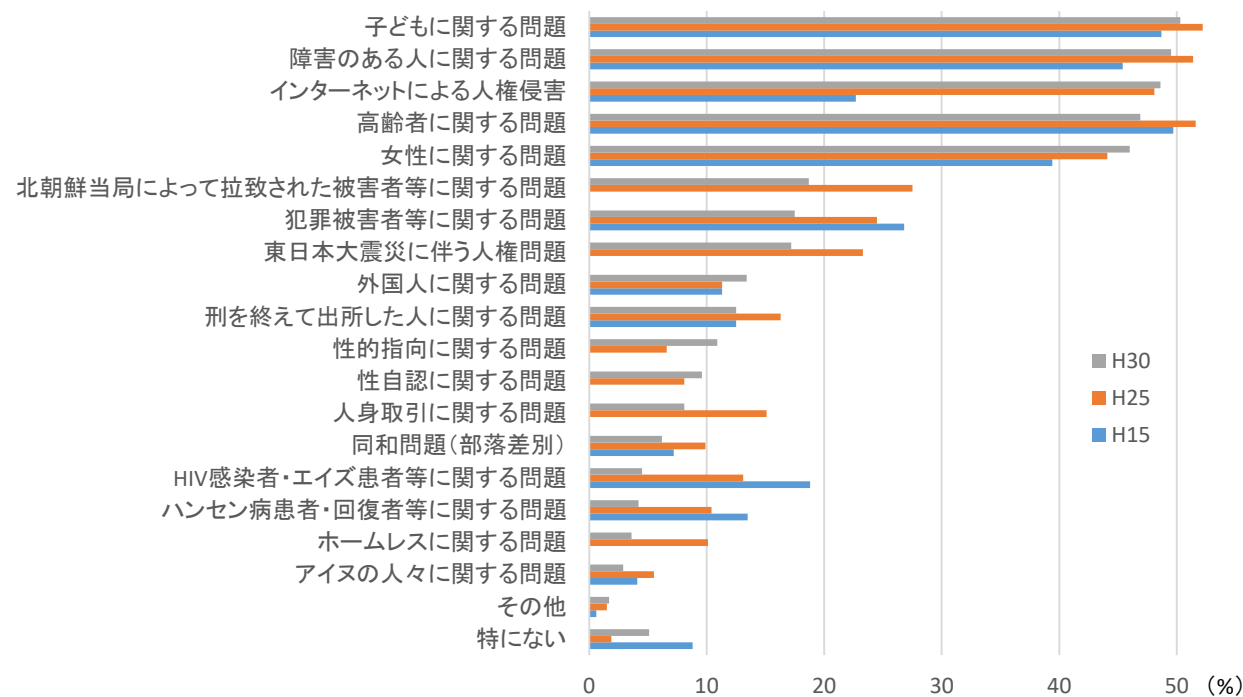
5 基本計画の見直し

- 人権問題に対応するための法律等の整備
○社会環境の変化に伴う新たな人権をめぐる課題

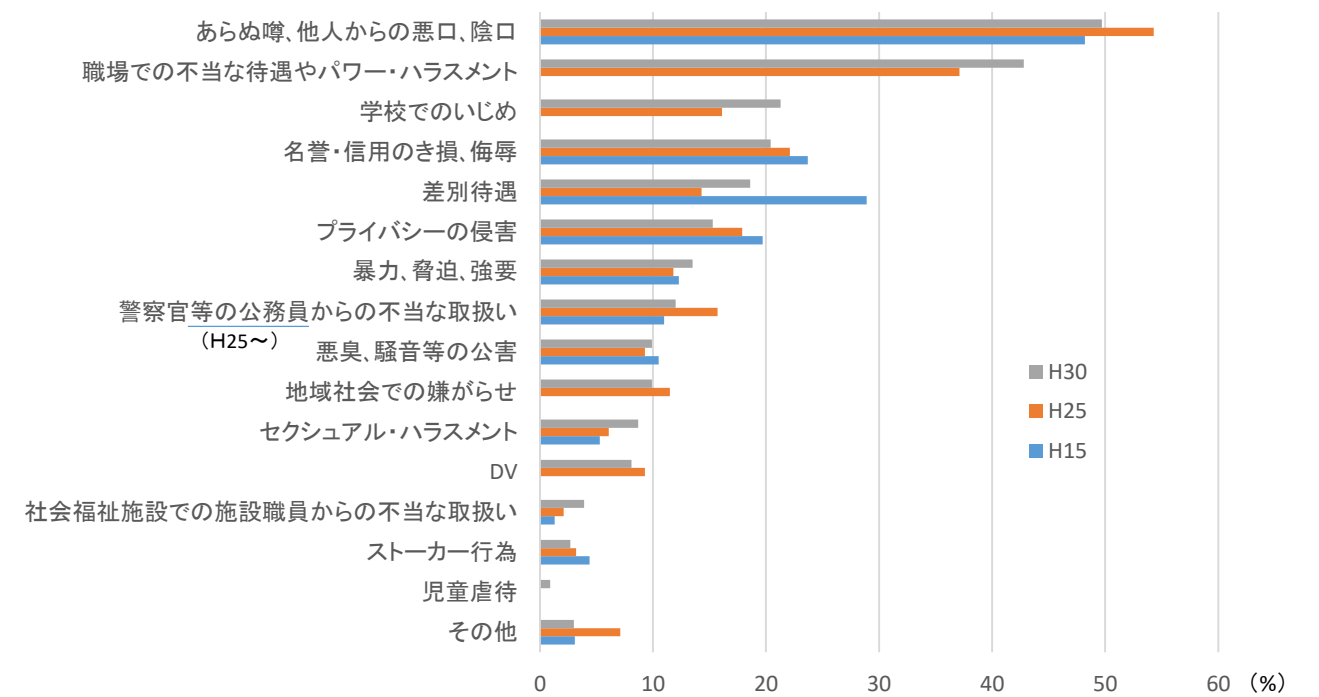
第2章 人権問題の現状と課題

1 県民意識調査

人権課題に対する関心



人権侵害の内容



主な人権課題	現状と課題		第4章 重要課題への対応
(1)女性	<p>【男女共同参画】</p> <p>1972 男女雇用機会均等法(16改正)</p> <p>1979 女子差別撤廃条約(95批准)</p> <p>1999 男女共同参画社会基本法</p> <p>2000 男女共同参画基本計画(15 第4次計画)</p> <p>2001 県男女共同参画推進条例 県民男女共同参画計画(18 第4次計画)</p> <p>2015 女性活躍推進法</p> <p>【DV防止等】</p> <p>2000 ストーカー規制法</p> <p>2001 DV防止法(04, 07, 13改正)適用対象拡大</p> <p>2006 県DV対策基本計画(16 第3次計画)</p>	<p>◆固定的性別役割分担意識による女性の社会進出阻害</p> <p>◆「社会通念・慣習等」「政治」分野での不平等感</p> <p>◆女性に対する過重な負担(家事、育児の約8割は妻が主に担当)</p> <p>◆全国平均を上回る女性の就業率</p> <p>◆全国平均以下の女性の管理職登用率</p> <p>◆賃金面での男女格差、女性の非正規職員割合の高さ</p> <p>◆DV、デートDV被害の顕在化</p> <p>◆県民の約5人に1人がDV被害経験者</p> <p>◆DVの未然防止、総合的施策の展開(相談～自立)</p> <p>◆職場等におけるセクハラ</p> <p>◆若年層を対象とした性的な暴力の問題 アダルトビデオ出演強要問題、「JKビジネス」問題など</p>	<p>(1)男女共同参画の環境づくり</p> <p>(2)男女共同参画の意識づくり</p> <p>(3)配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援体制の強化</p> <p>(4)チャレンジ支援機能の充実</p> <p>(5)職場における男女の平等の確保と就業環境の整備</p>
(2)子ども	<p>1989 子どもの権利条約(94批准)</p> <p>1999 児童買春・児童ポルノ禁止法</p> <p>2000 児童虐待防止法</p> <p>2003 次世代育成支援対策推進法</p> <p>2004 少子化社会対策大綱、子ども・子育て応援 2006 未来とやま子育てプラン プラン</p> <p>2013 いじめ防止対策推進法</p> <p>2014 富山県いじめ防止基本方針(17改定)</p> <p>2016 児童福祉法等改正(発生予防～自立支援) 児童虐待の一連の対策の更なる強化</p> <p>2020 富山県子育て支援・少子化対策基本計画</p>	<p>◆子どもが一人の人間として自立していくうえで必要な権利の制限</p> <p>◆いじめや嫌がらせ、暴力行為</p> <p>◆教職員による体罰</p> <p>◆親等による子どもへの虐待</p> <p>◆インターネットなどを利用した児童買春など</p> <p>◆人権尊重の理念に対する正しい理解やこれを実践する態度が十分に備わっていない</p> <p>◆教職員が一体となった人権教育の取組</p> <p>◆暴力行為、体罰、児童虐待等の被害が顕在化しにくい</p>	<p>(1)子どもの発達の段階に応じた心の教育の充実</p> <p>(2)子どもの権利に関する啓発活動の推進</p> <p>(3)児童虐待防止対策の充実 市町村・要保護児童対策地域協議会の取組を支援 相談体制の強化</p> <p>(4)いじめなど学校での悩みに対応できる相談体制の充実</p> <p>(5)家庭教育に関する学習機会や子育てに関する相談体制の充実</p> <p>(6)地域住民による子育て支援の促進</p> <p>(7)子どもを犯罪等の被害から守るための活動や子どもの健全育成の推進</p>
(3)高齢者	<p>1994 富山県高齢者保健福祉計画(18見直し)</p> <p>1995 高齢社会対策基本法</p> <p>2001 高齢社会対策大綱</p> <p>2002 高齢化に関するマドリッド国際行動計画</p> <p>2005 高齢者虐待防止・養護者支援法</p> <p>2012 高年齢者雇用安定法</p> <p>2015 認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)</p> <p>2019 認知症施策推進大綱</p>	<p>◆2025 国民の約3人に1人が高齢者</p> <p>◆2018 認知症の人 高齢者の約7人に1人(見込)</p> <p>◆全国平均を上回る早さで進む富山県の高齢化 ⇒ 介護を要する高齢者の増加 ⇒ 働く意欲と能力を持ち、可能な限り自立して快適な生活を送りたいと考える高齢者も数多く存在</p> <p>◆認知症の人が住み慣れた地域で済み続けられるよう新オレンジプランに基づく各種施策</p> <p>◆富山労働局、ハローワーク、とやまシニア専門人材バンク等と連携した高年齢者の多様な就労ニーズに応じた雇用・就業機会の確保</p>	<p>(1)高齢者の人権や福祉に対する意識啓発の推進</p> <p>(2)高齢者虐待の防止と権利擁護体制の整備</p> <p>(3)地域における介護サービスの充実</p> <p>(4)生きがい対策の充実と社会参加の促進</p> <p>(5)高齢者の知識や技術を生かす機会の拡充</p> <p>(6)福祉のまちづくりの計画的推進 パーキングパーミット制度の導入による障害者等用駐車区画の適正利用促進</p>
(4)障害者	<p>1960 障害者雇用促進法(13改正)</p> <p>1970 障害者基本法(11一部改正)</p> <p>1982 障害者対策に関する長期計画</p> <p>2006 障害者権利条約(14批准)</p> <p>2011 障害者虐待防止法</p> <p>2013 障害者差別解消法</p> <p>2014 障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例</p> <p>2018 障害者基本計画(第4次) 障害者法定雇用率引上げ 富山県手話言語条例</p> <p>2019 富山県障害者計画(第4次)</p>	<p>◆富山県の身体障害者 47,208人(18年度末) 知的障害者 8,103人() 精神障害者 35,000人(17 推計値)</p> <p>◆障害者施策の総合的な推進</p> <p>◆年齢や障害の有無等にかかわらず、住み慣れた地域で安心して生活できる「とやま型地域共生社会」の構築を目指し、障害福祉施策の一層の充実</p>	<p>(1)障害及び障害のある人に対する理解の促進 心のバリアフリー教育の推進</p> <p>(2)差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止 障害を理由とする差別に関する相談体制の充実 障害のある人の権利擁護について相談員等による専門的な相談体制の充実 「ヘルプマーク」の普及啓発</p> <p>(3)コミュニケーション支援体制の確立 オープンデータの推進</p> <p>(4)住みよい生活環境の整備 ユニバーサルデザインのまちづくりを推進 パーキングパーミット制度の導入による障害者等用駐車区画の適正利用促進 障害者世帯の居住の安定確保</p> <p>(5)雇用・就労の促進</p> <p>(6)社会参加活動の推進 障害のある人のスポーツや芸術・文化活動の振興</p>

主な人権課題	現状と課題		第4章 重要課題への対応
(5)HIV感染者等	1998 感染症法 1999 後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針(18全部改正)	◆HIV感染症・エイズに関する正しい知識の普及・啓発 ◆HIV感染者等に対する相談支援体制の充実	(1)HIV感染症に関する正しい知識の普及・啓発 (2)相談支援体制の充実
(6)ハンセン病患者・回復者等	1996 らい予防法廃止 2009 ハンセン病問題基本法	◆ハンセン病患者・回復者等に対する差別や偏見 ◆入所者の社会復帰のための協力、相談窓口の設置等 自立支援体制の充実 ◆ハンセン病に対する正しい知識の啓発、普及	(1)患者・回復者の自立支援 (2)ハンセン病に対する正しい知識の普及啓発
(7)犯罪被害者等	2004 犯罪被害者等基本法 2017 富山県犯罪被害者等支援条例 富山県犯罪被害者等支援協議会(49機関・団体)設立 富山県犯罪被害者等支援指針	◆犯罪被害者等の二次的な被害(精神的、経済的な問題、周囲の無理解や心無い言動等) ◆被害者支援制度の充実・見直し ◆犯罪被害者等を支える社会づくり ◆とやま被害者支援センターを中心とした関係機関・団体による総合的・継続的な支援体制の構築 ◆性暴力被害ワンストップ支援センターにおける民間支援団体等との連携による総合的な支援の充実 ◆県民に対する周知と啓発	(1)犯罪被害者等支援に関する広報・啓発 (2)犯罪被害者等に対する相談・支援体制の充実 富山県犯罪被害者等支援協議会を中心とした総合的・継続的な支援体制の充実
(8)同和問題	1965 同和対策審議会答申 1969 同和対策事業特別措置法(～'02) 1996 地域改善対策協議会意見具申 人権擁護施策推進法(～'02) 2000 人権教育・啓発推進法 2016 部落差別解消推進法	◆県内には歴史の過程において同和地区が存在、現在その実態を把握することは困難 ◆同和問題に対する理解不足や差別意識の存在 ◆同和問題が重大な人権問題であることを理解してもらうための啓発による差別意識の解消 ◆えせ同和行為の横行	(1)人権教育の推進 (2)効果的な啓発活動の推進
(9)アイヌの人々	1997 アイヌ文化振興法(19廃止) 2007 先住民族の権利に関する国際連合宣言 2008 アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議 2019 アイヌ施策推進法	◆アイヌの人々の歴史や伝統、文化に対する理解が十分とは言えない状況 ◆誤った認識による差別や偏見の存在	アイヌの伝統等に関する知識の普及、理解が深まるよう啓発
(10)外国人	2007 富山県多文化共生推進プラン(12改訂) 2016 ヘイトスピーチ解消法 2018 出入国管理及び難民認定法改正 新たな在留資格「特定技能」創設 2019 富山県外国人材活躍・多文化共生推進プラン	◆本県の外国人住民数(2019)18,262人と過去最高 ◆観光、国際ビジネスを目的とした外国人も増加 ◆生活者としての外国人を取り巻く様々な問題が存在	(1)相互理解を深めるための啓発活動等の推進 多文化共生についての意識啓発 関係機関との情報共有体制の充実、雇用主への啓発 (2)外国人も暮らしやすい地域づくり ①多言語化、SNSなど新たな情報発信 ②多言語対応できる一元的な相談体制の整備・充実 ③外国人の日本語学習機会の充実 ④外国人児童生徒のキャリア教育支援充実等、教育現場における配慮の徹底 (3)外国人の活動を支援するためのネットワークづくり
(11)刑を終えて出所した人等	2016 再犯防止推進法 2017 再犯防止推進計画	◆刑を終えて出所した人等に対する偏見や差別意識を解消し、その社会復帰に資するための啓発活動の推進	・偏見や差別の解消に向け、関係機関が連携した啓発 ・刑を終えて出所した人等の再犯防止に向け、国や市町村、関係団体等と連携した支援
(12)インターネットによる人権侵害	2001 プロバイダ責任制限法 2002 名誉棄損・プライバシー関係ガイドライン(18改訂) 2007 発信者情報開示関係ガイドライン(19改訂)	◆インターネット利用に際して他人の人権を侵害する事件の発生(個人情報の書込み、誤情報に基づく誹謗中傷等)	・個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めるための啓発 ・インターネット上の誤った情報、偏った情報を巡る問題等、情報の収集・発信における個人の責任や情報モラルについての理解を深める教育の充実
(13)性的指向・性自認	2004 性同一性障害特例法(08改正)	◆性の多様性に関する周囲の理解の不足 ◆偏見、差別的な扱い ◆本人の了解なく第三者に暴露される行為(アウトティング)	(1)性的少数者に対する理解の促進 (2)学校における相談、支援体制の充実
(14)その他	2003 富山県個人情報保護条例 個人情報保護法 2002 ホームレス自立支援法 2003 ホームレス自立支援等基本方針(18策定) 2015 生活困窮者自立支援法 2006 自殺対策基本法(16一部改正) 2006 北朝鮮人権法	◆職業等に対する理由のない偏見や差別 ◆個人情報の流出 ◆マスメディアの興味本位・過度の報道によるプライバシー侵害 ◆公権力による人権侵害 ◆ホームレスへの偏見や差別 ◆ひきこもり ◆自殺問題 ◆北朝鮮当局による拉致問題 など	・人権に関する様々な問題について正しい認識と理解を深めるよう啓発 ・日常生活の中からあらゆる偏見や差別をなくしていくための施策の推進

第3章 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

県民一人ひとりに人権の意義や重要性が知識として確実に身につくとともに、人権問題を直感的にとらえられる感性や日常生活において人権への配慮が態度や行動に自然に現れるような人権感覚がしっかり身につくよう、日頃からあらゆる場を通じて取り組む

			施策の方向
人権教育	生涯学習の視点に立って、幼児期からの発達段階を踏まえ、地域の実情等に応じて、学校教育と社会教育が相互に連携を図りつつ実施	1 学校	(1)教育活動全体を通じた人権教育の推進 ①いじめや偏見・差別を許さない雰囲気づくり ②互いに尊重し助け合う心と態度を育てる教育活動の推進 ③児童生徒の自主性を尊重した指導方法の工夫 ④心に響く体験的な活動の充実 ⑤国際理解・国際協力に関する教育の推進 (2)幼(保)・小・中・高・特別支援学校の連携による人権教育の推進 (3)学校としての取組の点検・評価 (4)家庭・地域との連携による人権教育の推進 (5)教育委員会における相談体制や教職員研修等の充実 ①悩みを受け入れる相談体制の充実 ②教職員に対する研修等の充実 (6)大学高等教育機関における人権教育の推進
		2 家庭や地域	①地域における学習機会等の充実 ②家庭教育への支援の充実 ③社会教育関係者に対する研修等の充実 ④関係機関の連携の強化
		3 人権に関わりの深い職業に従事する者に対する人権教育	(1)教育関係職員 (4)消防職員 (7)マスメディア関係者 (2)医療関係者 (5)警察職員 (3)保健・福祉関係者 (6)県・市町村の職員
人権啓発	○県民の理解と共感を得るという視点から、人権をめぐる今日の社会情勢を踏まえる ○対象者の理解度に合わせた適切な内容で行う ○人権を侵害された被害者の立場にも十分配慮	4 企業	①公正な採用選考の推進 ②ハラスメント防止等についての啓発活動の充実 ③企業に対する研修情報の提供
		5 県民一般	①講演会や啓発資料の充実 ②マスメディアや民間アイデアを活用した効果的な啓発 ③参加型・体験型啓発活動の推進 ④地方法務局や市町村等との連携強化

第5章 計画の推進

- 1 基本計画の推進体制** 富山県人権教育啓発基本計画連絡会議を中心に、全庁的な取組を推進
- 2 国・市町村等との連携**
 - 国が実施する啓発事業に積極的に参加、協力するなど、国の施策と連携した取組の推進
 - 市町村に対して助言や情報提供を行うなど、取組を積極的に支援
 - 企業、団体等の自主的な取組に対して、講師の派遣、教材や情報の提供、積極的な連携の強化
- 3 基本計画の見直し**
 - 県民意識調査などにより計画の推進状況について逐次必要な点検を行う。
 - 国の動向や社会状況の変化等により変更の必要が生じた場合は、計画の見直しを行う。